

全国商工会経営者休業補償制度

商工会の休業補償制度

(所得補償保険)



保険期間:平成22年10月1日午後4時~平成23年10月1日午後4時
募集期間:平成22年 7月1日~平成22年8月末日

中途加入は毎月受付中 毎月1日午前0時の補償開始でご加入いただけます。

商工会会員の皆様へ

●この保険契約は全国商工会連合会を契約者とする商工会会員向け所得補償保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国商工会連合会が有します。「商工会の休業補償制度」は、本制度の愛称です。

●保険の対象となる方は、商工会会員および商工会会員である事務所に勤務されている方ならびにそれらの方の配偶者(家事に従事されている方)に限りますので、ご確認の上お申込下さい。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店・扱者までご連絡下さい。

全国商工会連合会
引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

もし**貴社で働く従業員**や、**皆様自身**(会社経営者・個人事業主等)
が今、**大ケガ**や**重い病気**で療養が必要となり、
働けなくなってしまったとしたら…



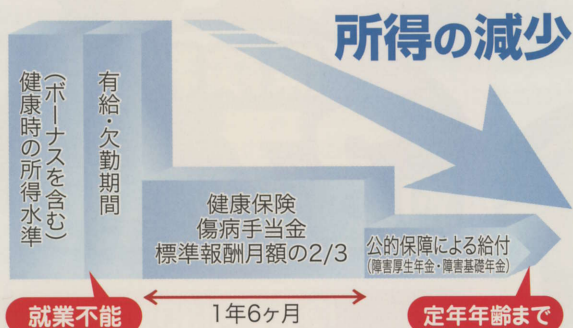
国や会社の保障があって、就業障害前の
収入が確保できるのではないか？



答えは「**ノー**」です。

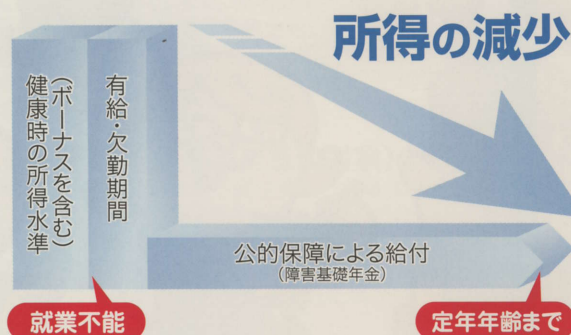
1 従業員5名以上の企業(健康保険加入)の場合

「有給・欠勤期間」の終了後は、健康保険(ボーナスを除いた月収(=標準報酬月額)の2/3)による傷病手当金の給付が1年6ヶ月、それ以降は「重度障害」に認定されれば障害年金が支給されますが、いずれも健康時の所得水準を確保するものではなく、大幅な収入減は避けられません。



2 自営業者、もしくは従業員5人未満の企業(共に国民健康保険加入)の場合

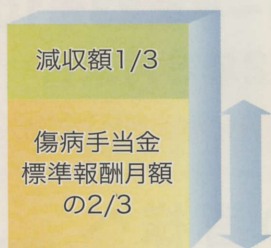
国民健康保険には「傷病手当金」はなく、障害基礎年金以外の補償は存在しないのが現状です。



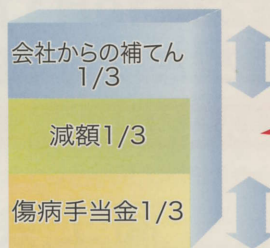
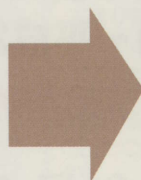
重要

仮に、傷病手当金との差額を会社が給与で補てんした場合、傷病手当金はその分減額されますので、受取額は2/3のままとなり、全く意味がありません。

企業が差額を補てんしても
2/3で変わらない。



①健康保険からの支給



②会社が補てんする場合(給与の1/3を補てんする場合)

**やっぱり
2/3**

国や会社の保障だけではたりないことも…

だから

商工会の休業補償制度をおすすめします!!

[休業補償制度] (所得補償保険)

てん補期間は最長1年間 (免責期間7日間)

- 被保険者(保険の対象となる方)が保険期間中(保険のご契約期間中)に病気またはケガによって就業不能^(※1)となり、その期間が免責期間^(※2)を超えた場合に、被保険者が被る損失^(※3)について保険金をお支払いします。(所得補償保険金)

注1:支払額=就業不能期間^(※4)(月数)^(※5)×保険金額(ご契約金額)
家事従事者特約をセットしない場合、保険金額が被保険者の平均月間所得額^(※6)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

注2:他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※1.就業不能とは、病気・ケガのため入院(注)していること、または入院以外でそのケガもしくは病気について、医師の治療を要し、加入依頼書記載の業務に全く従事できない状態をいいます。また、家事従事者特約をセットする場合は、病気・ケガを被り、その治療のために入院(注)していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。ただし、いずれの場合でも病気やケガで死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

(注)「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※2.免責期間とは、継続して就業不能である日数で契約により取り決めた一定期間(7日)を指し、就業不能になってからこの期間は保険金支払いの対象となりません。

※3.就業不能となることにより支出を免れる金額、就業不能の発生にかかわらず得られる収入を除きます。

※4.就業不能期間とは、免責期間終了の翌日から起算して、契約により取り決めた保険金お支払い期間内の就業不能日数をいいます。本契約の場合最初の7日間(免責期間)を除き最長1年間補償します。

※5.1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算により算出します。

※6.平均月間所得額とは、免責期間が始まる直前12ヶ月における被保険者の所得(加入依頼書記載の業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。)の平均月額をいいます。

- 安心して治療に専念していただけるよう入院だけでなく、自宅療養による休養(医師の治療を受けていることにより全く働けない場合)も補償の対象となっています。家事従事者は入院中のみの補償となります。

家事従事者の方も ご加入いただけます。

- 入院期間を就業不能期間とみなし、保険金をお支払いします。

(入院期間のみ補償の対象となり、自宅療養期間等は対象となりません。)

- 10口以上15口までのお引き受けとなります。
(1口=補償月額1万円・右ページご参照)

- 会員および会員の役員・従業員、従業員の配偶者で、日頃家事に従事されている方にご加入いただけます。

家事専従者の他、パート収入等が年間103万円以下の方(基本級別1級の方に限り)も対象となります。

天災もサポート!!

- 天災が原因のケガ^(※7)による就業不能も補償。

※7 ①地震もしくは、噴火またはこれらによる津波によって被った傷害

②地震、噴火または津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害をいいます。

法人等が保険料を負担し、従業員全員を一括付保する場合の保険料は、原則全額損金処理(福利厚生費)が可能です。

(くわしくは、税理士等にご相談ください。)

ご加入内容に関する大切なお知らせ

今回更新いただく所得補償保険につきまして、補償内容や保険料に一部改定があります。

(※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。)

(1)平成22年1月1日始期以降のご契約より、 保険法改正による約款等の改定がありました。

詳細は、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。また、保険会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)に改定内容を掲載いたしましたので、あわせてご確認ください。

(2)平成22年10月1日始期以降のご契約より、 入院初期費用特約は販売中止となります。

現在、入院初期費用特約を付帯してご加入いただいております場合でも、平成22年10月1日以降のご契約には本特約は付帯されませんので、ご了承ください。

(3)保険料については本パンフレット等にてご確認ください。

上記の商品改定に伴い、現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は本パンフレット等に記載の改定後の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容にご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

保険料(1口=補償月額(保険金額)1万円あたり)

加入タイプ

(団体割引・過去の損害率による割引適用済)

職種タイプ (基本級別)	「1」型			「2」型
	1級	2級	3級	家事従事者
満年齢 平成22年10月1日時点	事務職、営業職、 管理職、小売卸店主 (危険物を扱わない方) 等	料理人、美容師、 柔道整復師、小売卸店主 (危険物を扱う方) 等	自動車運転者、自動車整備士、大工 (箇所、修理などの大規模な作業に 従事する者以外)、配管工、溶接工 等	パートでお勤めの方な ど、職業を有する場合 は、基本級別が1級の方 に限りです。
月払保険料	15～19才	42円	49円	57円
	20～24才	62円	71円	83円
	25～29才	69円	80円	93円
	30～34才	86円	98円	116円
	35～39才	107円	123円	144円
	40～44才	133円	153円	180円
	45～49才	159円	183円	215円
	50～54才	185円	212円	249円
	55～59才	197円	227円	266円
	60～64才	208円	239円	280円

- ・免責期間:7日間(保険金をお支払いできない期間)
- ・てん補期間:1年
(保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間)

- 1.平成22年10月1日時点の満年齢の保険料をご覧ください。
- 2.職種タイプ(基本級別)1～3級について詳しくは、取扱代理店・扱者にお問い合わせください。
- 3.高所作業、舗装工、爆発物取扱作業等の方は、左表とは別の保険料となりますので、取扱代理店・扱者にお問い合わせください。
- 4.左表に基づき計算された被保険者(保険の対象となる方)おひとり毎の月払保険料に一律、制度維持費50円を加算したものが掛金となります。制度維持費は本制度の維持・運営に必要な経費です。
- 5.お支払いいただく保険料は、職業・職務や年齢などにより異なります。
- 6.この保険の対象は、満15歳以上満65歳未満の方に限られます。さらに、家事従事者特約をセットすることができなのは、日常、家事に従事する方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事する方)で、かつ、職業につかれている場合は、その職業が基本級別1級である方に限られますので、ご注意ください。
- 7.その他、ご不明な点がございましたらご遠慮なく取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

保険料計算方法

$$\text{基本保険料} \times \text{加入口数} = \text{月払保険料}$$

(※この他に制度維持費50円が加算されます。)

加入例

39才 男性 営業職(職種タイプ1級)
加入口数30口の場合

$$107 \times 30 = 3,210$$

(※この他に制度維持費50円が加算されます。)

加入口数

被保険者(保険の対象となる方)おひとりにつき、**最低10口以上1口単位**でお申込みください。
(家事従事者は15口限度)

申込日直前12か月の平均月間所得額(年収の1/12)の範囲内でお決めください。

- ※家事従事者特約をセットする場合を除き、補償月額(保険金額)が事故直前12ヶ月間の平均月間所得額を上回る場合は、平均月間所得額を限度として保険金をお支払いしますのでご注意ください。なお、家事従事者特約をセットされている場合には、平均月間所得額を171,000円とします。(※契約が複数あるときはそれぞれの補償月額(保険金額)を合算したものをいいます。)
- ※加入口数の設定にあたっては、就業不能となることにより支出を免れる金額、就業不能の発生にかかわらず得られる収入を除いてください。
- ※更新に際し、または保険期間(保険のご契約期間)の中途において、被保険者の平均月間所得が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店・扱者または引受保険会社にご連絡のうえ、保険金額(ご契約金額)の見直しについてご相談ください。

ご加入方法

法人加入・
個人加入いずれもOK

手続きは簡単!! 加入時の医師の診査は原則不要。

- 1.ご加入にあたっては「加入依頼書(兼告知書)」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱代理店・扱者にご提出ください。役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引落す場合、口座振替依頼書は一部ご提出いただければ結構です。毎月1日午前0時補償開始でご加入いただけます。各月の締切については、取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

※加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項です(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります)。告知事項は、以下の事項となります。

- 被保険者(保険の対象となる方)の生年月日
- 被保険者の健康状態
- 被保険者の職業・業務内容
- 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

*保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 2.掛金(保険料+制度維持費)は、保険開始月の当月より毎月27日(金融機関の休業日である場合には、翌営業日)に引落としとなります。尚、通帳には「MBS・ショウコウカイ」「MBS」等と記帳されます。

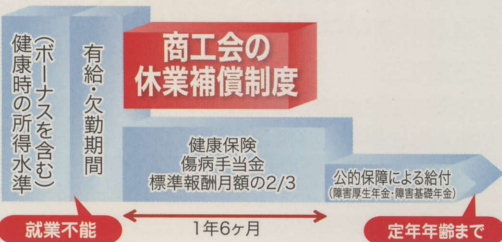
- 3.現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・改定後の補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。(ただし、上記保険料は、団体割引30%・損害率による割引10%を適用した場合の保険料です。被保険者(保険の対象となる方)数によっては、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。)なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。なお、保険料は、保険期間開始時点の年齢および割引率等により再計算されたものとなります。ただし、被保険者の年齢・事故の発生状況等によっては、更新いただけない場合がございます。

ご加入内容をご確認ください。

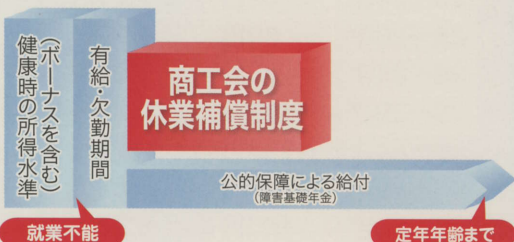
ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

商工会の休業補償制度では万一働けなくなった際の収入(1年間)を補償します!!

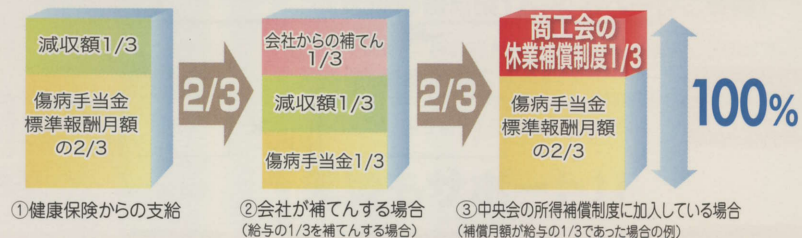
1 従業員5名以上の企業 (健康保険加入) の場合



2 自営業者、もしくは従業員5人未満の企業の場合



さらに保険に
加入する
メリットが
存在!!



会社が加入する休業補償制度からの補てんは減額なし!!

保険金のお支払例

保険金お支払い例

Aさん (男性 40才 補償月額30万円) 肝硬変で
働けない期間 12/10 ~ 8/25 (12/17からみて 8/25まで休業(就業不能))
12/10 ~ 12/17 保険金支払対象期間 8/25
12/10 ~ 12/16 免責期間 8/25

①月数計算 12/17~8/16 (12/17からみて 8/16まで休業) 8ヶ月 補償月額 30万円×8ヶ月=240万円
②端日数計算 8/17~8/25 9日間 補償月額 30万円 × 9日 ÷ 30日 = 9万円

※1ヶ月未満の就業不能期間については、1ヶ月を30日として、日割計算で保険金をお支払いします。 お支払い総額 249万円

病 気		保険金
Bさん (男性56才 補償月額40万円)	胃ガンのため 4ヶ月12日休業	約166万円
Cさん (男性52才 補償月額25万円)	脳卒中のため 3ヶ月25日休業	約 90万円
Dさん (女性43才 補償月額20万円)	心筋梗塞のため 2ヶ月18日休業	約 47万円
事 故		保険金
Eさん (男性27才 補償月額20万円)	通勤中 交通事故 6ヶ月20日休業	約128万円
Fさん (男性30才 補償月額25万円)	塗装工事中、足場から転落 11ヶ月10日休業	約277万円
Gさん (女性28才 補償月額15万円)	テニス中転倒し、骨折 1ヶ月13日休業	約 18万円

※免責7日間

保険金をお支払いしない主な場合

1. 加入期間開始前(更新契約の場合は最初の契約の加入期間開始前)に被った病気またはケガによる就業不能(ただし、加入期間開始時に既に被っているケガや病気による就業不能であっても、加入期間開始時の保険期間(ご契約期間)開始後1年を経過した後にその就業不能が開始した場合は、保険金のお支払いの対象になります。)
2. 以下のような原因による就業不能

- (1) 保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気。
- (2) 自殺または犯罪行為、闘争行為によるケガまたは病気。
- (3) 麻薬、あへん、覚醒剤等の使用によるケガまたは病気。
- (4) 戦争、暴動等によるケガまたは病気(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガまたは病気を除きます。なお、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。)
- (5) 核燃料物質の有害な特性等によるケガまたは病気。
- (6) 妊娠、出産、流産およびこれらによるケガまたは病気。
- (7) 自動車または原動機付自転車の無免許運転または酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ。
- (8) むちうち症、腰痛等で医学的見解のないもの。
- (9) 被保険者が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害。等

おからだの「もしも」のとき 受付24時間 365日

メディカルアシスト
(各種医療サービス)

- 緊急医療相談 ■予約制専門医相談(事前予約)
- 医療機関案内 ■転院・患者移送手配(実費はお客様のご負担となります)
- がん専用相談窓口

サービスの対象となるお客様 ご加入のお客様とそのご親族

お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-708-110

- ※1 本サービスの詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
※2 本サービスは、東京海上日動が提携先を通じてご提供します。
※3 本サービスの内容は予告なく変更される場合がありますので、ご了承ください。
※4 ご連絡いただいた際には、お客様の氏名、電話番号、団体名等を確認させていただきます。

必ずお読みください

1.ご加入にあたって

- ①所得補償保険金額(基本契約)は、平均月間所得額の範囲内で設定してください。なお、家事従事者特約をセットされている場合には、171,000円以内で設定してください。くわしくは代理店または引受保険会社にご相談ください。
- ②この保険では、保険のご加入時にすでに被っているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象とはなりません(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)
- ③過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。また、更新をご希望の場合も上記と同様のお取扱いとなります。
- ④被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

2.ご加入の際のご注意

- ①告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等
・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(代理店には告知受領権があります)。告知事項は、以下の事項となります。
 - 被保険者(保険の対象となる方)の生年月日
 - 被保険者のお仕事の内容
 - 被保険者の健康状態
 - 他の保険契約*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)*保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についてもあわせてご確認くださいませようお願いします。
- ②所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは、平均月間所得額を限度として保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。ただし、家事従事者特約をセットされている場合は、平均月間所得額を171,000円とします。
- ③保険料控除:本保険の保険料は、生命保険料控除の対象となります。(平成21年6月1日現在)
- ④更新してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成22年10月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。
- ⑤加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。

3.口座引落とし不能の場合

口座残高不足等の理由により、引落としができなかった場合、翌月に2か月分をお引落しいたします。2か月連続で引落としできなかった場合には、最初の引落とし不能日付で自動解除となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落としから2か月連続で引落としできなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。(ご加入取消)

4.保険料の払込猶予期間等の取扱い

第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。)までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては保険料をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただく場合があります。

5.ご加入後のご注意

- ①加入内容の確認・保管:加入の翌月下旬頃までにご加入の覚えとして加入者証を送付いたします。加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いします。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ②通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または引受保険会社に連絡していただく義務)
 - ・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。
 - 被保険者のお仕事の内容*
 - *お仕事をやめた場合、家事従事者としてご加入されている方が新たにお仕事に就いた場合を含みます。
- ③保険期間(保険のご契約期間)の中途において被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。
- ④次回更新時の注意事項:保険金請求状況や健康状態、年齢等によっては、次回以降ご加入の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。ご加入時に特定の疾病等を補償対象外としてお引受けした場合であっても、新たに「健康状態告知書質問事項」のすべての質問事項について告知していただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を補償する加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや特定の疾病等が新たに補償対象外となる場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただく場合には、念のため、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

6.就業不能(=保険金支払い対象)のご連絡

- ①保険の対象となる就業不能が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提示ください。

7.保険金受取人について

本制度の保険金は、被保険者に直接お支払いします。法人等を保険金受取人に指定することはできません。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立した契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは、所得補償保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方に渡してあります。保険約款・特約条項によりますが、ご加入手続き、保険金のお支払い条件、その他ご不明な点がございましたら取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。